序章 はじめに

- 1. 都市計画マスタープランについて
 - 1)都市計画マスタープランの位置づけ
 - 2) 都市計画マスタープランの改定の趣旨
- 2. 計画の内容と構成
 - 1)対象区域
 - 2) 目標年次及び推計人口
 - 3) 計画の構成

序章 はじめに

1. 都市計画マスタープランについて

1)都市計画マスタープランの位置づけ

八千代町都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、八千代町が定める計画です。

本計画は、町民参加を基本としながら「八千代町第6次総合計画」や「第2期八千代町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を都市計画の観点から補完する計画として整合性を図ります。

市町村の都市計画に関する基本的な方針〔都市計画法第18条の2〕

市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市 計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な 方針を定めるものとする。

〈都市計画マスタープランの役割〉

- ■長期的な視点に立った八千代町の将来都市像とまちづくりの目標を明らかにします。
- ■八千代町の将来都市像を実現するために都市計画の基本的な方針を定めます。
- ■個別の都市計画と関連する諸計画との相互の整合を図ります。
- ■町民、事業者などの多様な主体が各々に役割を自覚し、まちづくりへ積極的に参加することを促します。

2) 都市計画マスタープランの改定の趣旨

八千代町都市計画マスタープランは、平成13年3月の策定後20年が経過し、これまで必要に応じた計画の改定を行ってきましたが、近年の社会経済情勢の変化や人口減少・少子高齢社会、地方分権社会の到来など、時代の大きな転換期を迎え、新たな時代に対応した都市づくりに取り組む必要があります。

町を取り巻く社会情勢が大きく変化する中で、これらの課題に対応した都市づくりを総合的かつ体系的に進めていくため、将来の望ましい都市像を明確にし、必要な施策や事業を展開していくことが求められています。

こうした中、「八千代町第6次総合計画」と「第2期八千代町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定とあわせて都市計画マスタープランを改定するものです。

2. 計画の内容と構成

1) 対象区域

八千代町全域を対象区域とします。

2)目標年次及び推計人口

本計画は、概ね 20 年後を見据えた計画として、八千代町第6次総合計画の目標年次である令和12年(2030年)を中間年次とし、令和22年(2040年)を目標年次とします。 また、目標年次における推計人口は、約18,500人となります。

3)計画の構成

八千代町都市計画マスタープランは、本町の概況と都市づくりの主要な課題を整理した「町の概況と課題の整理」、町全体の将来都市像や将来都市構造、分野別の方針を定める「全体構想」、全体構想を踏まえ、地区ごとのまちづくり方針を定める「地域別構想」、将来像実現に向けた考え方を定める「実現化の方策」から構成します。

〈八千代町都市計画マスタープランの構成〉

亨 章 はじめに
第1章 町の概況と課題の整理
第2章 全体構想
○都市づくりの目標
○都市づくりの方針
第3章 地域別構想
第4章 実現化の方策